

## ○適正な平均給与額の算定について（通知）

〔 平成25年7月29日地基企第23号  
各支部長 あて 企画課長 〕

平均給与額の算定については、下記事項に留意の上、その適正な取扱いに遺漏のないようにお願いします。

### 記

- 1 平均給与額の算定に当たって未払いの時間外勤務手当等が算入されていない補償の支給決定の違法性が争われた事案に関して、平成25年4月17日の最高裁判決により、①平均給与額の算定に当たり考慮されるべき未払手当が算入されていない補償の支給決定は違法である、②各地方公共団体の判断に疑義があるときは、基金自ら、調査権限を適正に行使して平均給与額を確定するべきである、という趣旨の原審判決が確定したところである。
- 2 この点に関しては、「平均給与額の算定について」（昭和56年12月25日地基企第41号）において、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第4項の「支払われた給与」とは、同項に規定する期間の勤務に対して支払われるべき給与をいうものであるとされている。したがって、遡及して昇給・昇格や給与水準の改定が行われた場合、給与の誤払の場合その他これらに類する場合の給与については、その期間の勤務に対する本来の給与に改定されたものが平均給与額の計算の基礎となるものであり、未払給与が認められた場合にはこれを考慮して平均給与額を算定する必要がある。
- 3 特に、心・血管疾患、脳血管疾患や精神疾患・自殺事案など長時間に及ぶ時間外勤務が認められる事案については、必要に応じて法第60条第1項に基づく権限行使して、勤務の実態や時間外勤務手当等の支払状況を調査するなど、適正な平均給与額の算定に十分留意する必要がある。
- 4 未払給与が認められる場合における平均給与額の算定に当たっては、取扱いの統一性を図る観点から、当分の間、企画課長に照会するものとする。